

学生の皆さん

新型コロナウイルス感染症対策における今後の施設利用等について

2020年4月30日
学生支援部学生支援課

政府の緊急事態宣言並びに東京都の緊急事態措置に基づき、本学においても新型コロナウイルス感染症対策の重要性を踏まえて、学部は前期、大学院は当面の間は全科目について、通学によらない授業を実施することとなりました。それに伴い既にお知らせしている下記の事項についても継続して遵守し、安全に配慮した思慮深い行動を求めます。

- 学生及び来訪者の校内への立ち入りを原則禁止します。
 - 院生研究室、サークルボックスを含む、全ての大学施設は利用できません。
 - サークル等課外活動は感染拡大の不安を少しでも取り除き、学生同士の健康面、安全面、さらには学外の関係者の命を守るため団体練習・合宿等の活動は禁止いたします。
 - 大学教務課・大学院教務課・学生支援課の窓口での受付は行いません。
 - 大学校内への立ち入りが禁止されることに伴い、証明書発行機も利用できませんので各種証明書が必要な方には郵送にて対応いたします。(申し込み方法などはホームページでご確認ください。) 発行には数日を要しますので、必要な方は早めに申請してください。
 - 教員・職員の業務縮小、在宅勤務などにより、お問い合わせの対応にお時間を要する場合がありますことをご了承ください。
- ◆ 上記については5月31日(日)までの措置としますが、今後の状況によりこの期間を延長する場合があります。

学生の皆さんはこの重要性をよく考え、集団感染のリスクが高いとされる、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」は避け、手洗いなど感染予防をしっかりと行ってください。

もし本人、家族などの近親者が感染した、もしくは感染の疑いがある場合は学生支援課までご連絡ください。

学生支援課
TEL 042-496-3110